

10月・11月

給食費・保育料を

無償とします

市の独自施策として、原油価格、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減するため、臨時特例的に給食費・保育料を10月・11月の2か月間無償とします。

市内の小学校・中学校・特別支援学校(小・中学部)に通学している子ども

学校給食費…無償化

手続き 不要



保育園、認定こども園、幼稚園に入所している子ども（市内に住所を有する）

0～2歳児（2・3号認定） 保育料（給食費含む）…無償化

3～5歳児（1・2号認定） 給食費（主食費及び副食費）…無償化

手続き 入所している園を通して手続きに関する書類を配布します。同園に提出してください。

0～2歳児

3～5歳児

←(保育園・認定こども園)→ ←(幼稚園・保育園・認定こども園)→

保育料	保育料無償化（令和元年10月から）	
	給食費	副食費（おかず） 主食費（ごはん）

※年齢は令和5年4月1日時点
※3～5歳児の保育料は、国制度により無償化となっています。幼稚園については、入園できる時期に合わせて3歳になった日から保育料無償化の対象となります。

認可外保育所へ入所している子ども（市内に住所を有する）

認可外保育所（事業所内保育事業等含む）の利用者負担額（利用料・給食費）…無償化

手続き

市ホームページにある申請書に必要な書類（請求書、領収書等）を添付し市へ提出してください。



申請書類

※この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。

問 小学校・中学校・特別支援学校及び幼稚園について 教育委員会学校教育課 67-1468
保育園・認定こども園・認可外保育所について 健康福祉部児童家庭課 67-1817